

令和7年5月以降の健康会館跡施設の管理等について

1 健康会館跡施設の位置づけ

- ・子育て支援・保健センターの整備に伴い生じる健康会館跡施設については、高松学習館、高松図書館の建替えが始まる令和10年度までは暫定利用として、健康会館関連文書等の保管場所として行政利用する（令和4年3月総務委員会報告）。
- ・令和7年5月に1、2階部分（健康推進課、健康づくり担当課）が業務移転した後、跡施設としての利活用を現在庁内調整中。【改革推進課】
- ・3階部分（高松学習館、高松図書館）は引き続き業務を継続する予定。

2 健康推進課等の移転後の施設の維持管理

- ・令和7年5月に健康推進課、健康づくり担当課が業務移転した後の施設管理については、3階にある高松学習館（生涯学習推進センター）が行う。
- ・12月10日の総務委員会の報告のとおり、健康会館の外壁の全面打診調査により劣化の状況が明らかになったため、具体的な対策に着手するまでの間、現在施設管理を行っている健康推進課において、暫定的な対応として、建物周囲等立入エリアを制限し安全確保策を講じるとともに、注意喚起等利用者への周知啓発を行う。

3 課題等

- ・利用者の安全性、今後の利用期間、工法の違いによる概算工事費等を総合的に勘案したうえで、具体的な外壁の剥落防止の工法を選定し、関係各課と調整を図り、令和7年3月議会での提案を目指す。
- ・外壁の剥落防止工事については、かなりの騒音が発生する可能性が高く、高松学習館、高松図書館の利用者及び近隣への影響が想定される。
- ・施設の休館も視野に入れる。休館とする場合は、安全性を確保したうえで影響が最小限となるよう調整を進め、方向性が決まり次第利用者等に丁寧に説明する。